

長野県における思春期対策の現状 —学校性教育と地域保健との関わりを中心として—

丸山 庸雄¹⁾，深堀 輝²⁾，山崎 敏子³⁾，高木久美子⁴⁾
吉沢 進⁵⁾，斎藤 裕蔵⁶⁾，市川 孝子⁷⁾，高橋 寛美⁸⁾
菊池 智子⁹⁾，松沢 利子¹⁰⁾

要 約

著者等はこの地方の児童生徒がもっている身体的、精神的不安に対応し、彼等が将来健全な家庭生活を形成するに当たって、如何なる支援が可能であるかを検討するために学校・保健所・市町村などで実施されている指導・相談業務を総括した。その結果、子供たちの将来の生活が健全なものであるためには、健全な母性を育成することが肝要であるとの知見を得た。

見出し語 「性教育」「思春期相談業務」

1. はじめに

大都会をもたない長野県においても昭和50年代にはいって10代の人口妊娠中絶は増加の傾向を示し、学校における校内暴力、中途退学、登校拒否、犯罪の低年齢化など思春期の子供達を取囲む状況は急速に変化してきた。長野県教育委員会では昭和57年「性教育の手引き」を作製した。この編集に参加した教職員を中心に長野県性教育研究会が発足して学校及び地域における性教育の普及に着手した。長野市教育センターでは学校安全室に産婦人科医と精神科医を相談医に委嘱して、思春期の相談業務を始めた。

須坂市、茅野市等でも同様に協力医制度を採用するようになった。更に、保健所、市町村の保健婦を中心に健全母性育成事業の一環として昭和57年より思春期相談業務を開始した。また、学校医会でも従来の検診業務を見直すかわら相談業務の重要性を認識して、性教育研究会を設置した。また、民間では昭和56年より北信優生保護相談所が電話等の思春期相談業務を開始した。これらの活動を通じて新聞、テレビなどの地元マスコミも関心を深め、思春期の健全な育成の重要性が県民に浸透しつつある。

1) 北信優生保護相談所長、2) 同副所長、3) 同保健婦、4) 長野県衛生部保健予防課主査、5) 長野県教育委員会保健厚生課指導主事、6) 長野市教育センター安全保健室主事、7) 佐久市保健課保健指導係長、8) 須坂市保健衛生課保健婦、9) 北佐久郡南牧村保健衛生課保健婦、10) 諏訪郡原村保健衛生課保健婦。

2. 活動の実際

1) 学校及び教育委員会における性教育の 取組み

昭和42年「性教育研究指定校」制度が発足したことを契機に学校における性教育が実施されるようになった。昭和57年、県教育委員会より「性教育の手引き」を刊行、昭和62年「全国性教育研究大会」、続いて昭和63年「全国学校医、学校保健大会」が長野市で開催され、性教育が主題ともなったことで性教育に対する関心が一挙に高まった。学校での性教育が普及するに従い、性あるいは思春期に関する相談業務が増加し、養護教諭が主としてそれに対応している。

長野市教育委員会では、長野市教育センターの教育安全指導室に産婦人科医と精神科医を相談医に委嘱、相談に応じ、更に教育センターの教育相談員を中心に市教育委員会、市校長会、保健所、県警少年課、警察署防犯課、市医師会、中央児童相談所、県精神衛生センター、法務局、少年鑑別所、福祉事務所などの直接児童、生徒ないし彼らを取巻く人々と接する専門員を集めて長野市青少年相談業務連絡会議を設置して一つ一つの事例に対してそれぞれ専門的立場によりその対応を研究、検討している。

2) 長野県学校医会の取組み

長野県学校医会では従来の結核を始めとする感染症対策、一般検診に加え小児成人病対策として心臓検診などを推進する傍ら、学校保健のもう一つの柱である、相談業務の検討に入った。昭和62年「性教育研究委員会」を設置、県教育委員会並びに日本母性保護医協会と協力、昭和62年、長野県における性教育の実施状況、担当

者の意識調査、10代人工妊娠中絶の実態調査及び受術者の意識調査を実施した（資料別紙）。

これらの調査をもとに各郡市医師会単位に学校医と地域の養護教諭に、性教育並びに思春期相談の実施促進を図ってきた。また、平成2年には県教育委員会に協力「性教育の手引」の改訂を行った。今後、学校医会ではこの委員会を拡充し従来の診療科に加えて整形外科、精神科、産婦人科など思春期医学を総合的に学校保健に組入れる方向で検討をはじめている。

3) 保健所における思春期問題への取組み

昭和63年に思春期の男女を対象として思春期に特有の医学的問題、性に関する不安及び悩みに対する相談に応じるとともに、集団による母性保護知識の普及を行ない、もって母性の健康の保持、増進に資する目的として健全母性保護事業を開始した。

事業内容は、①思春期クリニック（個別相談）専門教育をうけた医師、保健婦、助産婦等により、面接又は電話により行う。面接相談日は、月1回定期的実施した。

②思春期セミナー（集団指導）は、個別指導担当者のほか、保健衛生、精神保健、社会教育の専門知識を有する指導者により、講習会、講演会等の方法により実施した。

平成2年度は県内16保健所中8保健所で実施、平成3年度には県内医療圏毎に1ヶ所、計10ヶ所にて実施の予定である（資料別紙）。

4) 市町村における思春期問題への取組み

(ア) 佐久市

昭和57年度より、ハイリスク妊婦、乳幼児管理システム開発パイロット事業に取組んだ。こ

の目標は心身障害児の発生予防のための現行母子保健を見直し、地域における具体的な母子管理システムを体系づけることであった。

主な事業としては57年は思春期に関する実態調査、管内小・中・高校40を対象に実施、昭和58には思春期クリニックの開設および講演会を実施した。これは昭和63年までに13回開催。昭和59年には思春期セミナーを開催。

これだけの事をしていながら、次への発展がない。「相談業務」を行うには力不足である。養護教諭との連携を取りたいが難しい。等の問題がある。

(イ) 須坂市

須坂市は昭和20年代、保健婦を中心に保健補導員を動員して地区住民に受胎調節指導をおこなった。その後もひきつづきベッサリーの実地指導を年2回実施していたが、参加希望者は年々減少した。昭和58年、35才の女性を対象に「家族計画」と「子どもの性教育」の二つのテーマをいれた「マザースセミナー」を開催し現在に至っている。

平成2年度は、青年層を対象に性教育講座「For my Life」を実施した。次年度も継続の予定である。

(ウ) 南牧村

婚前学級を昭和46より行政ベースで開始したが、昭和54年より青年会主体で実施している。目標は村内に在住する結婚前の青年男女を対象とし、健全な結婚生活が迎えられるために必要な学習を実施又は援助することである。実施方法は男女合同で年1～2回、女子のみで年1～2回である。

(ニ) 原村

婚前学級を昭和59年に青年会を対象に実施したが、出席者が少なく以後中断。昭和62年、思春期の子どもの接し方の勉強会を作り、講演会、座談会などを行なった。昭和63年には母親自身の「性」をみつめる学習を実施した。

5) 北信優生保護相談所の取組み

当相談所は昭和56年民間の優生保護相談所として開設。以来、主として女性のライフサイクル各期にわたり性の相談を行っている。

(ア) 思春期相談

平成元年の思春期(20才以下)の相談内容は総件数219件で、その内容については、女性の体について、月経不順、男性の体と性行動、妊娠かどうか、人間関係等であった。うち性交に関するもの(妊娠、性感染症など)101件(46.1%)、その他118件(53.9%)であった。妊娠に関するものでは71人中50人(71.4%)が妊娠を確認、うち出産した者3人、人工妊娠中絶を行った者40人。人工妊娠中絶を行った者の年齢は15才-2名、16才-3名、17才-6名、18才-16名、19才-13名で従来に比べ18才の増加が目についた。妊娠を確認したがその後について不明が7人であった。性感染症に関する相談では、検査の結果、感染を認めた者は30件中16件(53.3%)であった。電話相談は平成2年度の一年間に110件記録されている。女性の場合は来院につながる事が多いが、男性の場合は来院者が少ないので本人に理解、納得されているか否か不明である。

(イ) 個別相談 性に関するあらゆる相談に応じている

(ウ) 集団指導

平成2年度中の講演、講義等による集団指導は小、中、高校生に対して41回、受講人数は11,175人(男子、5,450人、女子5,725人)。短大、専門学校、看護学校に対しては41回であった。その他、地域婦人会、保健補導員会、公民館等における講演会も行っている。

6) その他の思春期相談機関とその活動

(ア) 長野県社会部青少年家庭課(児童相談所などからの報告をまとめている)

障害児、家庭環境の問題などが多い(資料別紙)。

(イ) 長野県警察本部少年課(ヤングテレホンコーナー、県内警察署を通じて得られた報告)警察への相談は少年自身からのものよりも保護者からのものが多く、非行、交遊関係、家庭問題であり、性、登校拒否、学業問題などは本人からの相談である(資料別紙)。

(ウ) 長野県精神衛生センター
情緒障害、精神障害、学習不適應などの相談が多い。

(エ) 婦人相談所

母子家庭援護、保護が主体であるが未成年者のものも含まれる。

3. 学校及び市町村思春期保健関係者の保健所への希望

- 1) 保健所が市町村への情報提供を積極的にして欲しい。
- 2) 保健婦、教師、保健補導員など関係者への各種のセミナーの実施主体となって欲しい。

3) 市町村保健婦を思春期保健指導者に育成する場合あらゆる援助をして欲しい。

4) 近隣市町村(広域圏)と合同で大きな交流の場をつくる仲立ちとなって欲しい。

5) 学校教育との連携を深めたい。連絡会はあるが立て前が多く本音で語れない。

年2回は地域、学校との連絡が必要であるから、その調整を保健所が受持って欲しい。

6) 中、高校生と立ち向かうには、相談時間を放課後にするとか、場所も利用しやすい所にしなければならないので関係者が一体となって考えなければならない。

ま と め

長野県内における主な思春期の相談業務と学校における性教育の実態を総括した。

長野県においては各機関が独自の計画で思春期相談を実施しているが、それぞれ実施段階で多くの問題をもっている。

1. 専門家の不足
2. 管理職の理解不足
3. 行政機関相互の連携の困難

以上のことにより思春期の世代に直接接する関係機関、学校、職場、家庭、地域社会がそれぞれの機関のもつ専門性を活用し、健全な住民の育成に協力する方法を摸索しなければならない。

(信州大学教育学部 吉岡利治教授の御校閲に深謝します。)

文 献

- 1) 丸山庸雄、他：長野県の性教育の現況と十代妊娠の実態、第19回全国学校保健・学校医大会記録：115-122, 1988



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約

著者等はこの地方の児童生徒がもっている身体的、精神的不安に対応し、彼等が将来健全な家庭生活を形成するに当たって、如何なる支援が可能であるかを検討するために学校・保健所・市町村などで実施されている指導・相談業務を総括した。その結果、子供たちの将来の生活が健全なものであるためには、健全な母性を育成することが肝要であるとの知見を得た。